

新たな偏在是正措置に関するその他の論点

その他の論点

- 偏在是正により生じる財源の活用
- 新たな偏在是正措置の期間等
- 法人事業税の制限税率、法人事業税交付金等

偏在是正により生じる財源の活用

これまでの偏在是正措置時における対応

○平成20年度改正(地方法人特別税・譲与税の創設)関係

偏在是正効果額	0.4兆円(平年度ベース(制度創設時の想定))
偏在是正効果額の活用	平成20年度地方財政計画の歳出に計上した、「地方再生対策費」4,000億円の財源として活用 【地方再生対策費】 地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な歳出として地方財政計画に計上

○平成26年度改正(法人住民税法人税割の交付税原資化)関係

偏在是正効果額	0.2兆円(平年度ベース(制度創設時の想定))
偏在是正効果額の活用	平成27年度地方財政計画の歳出に計上した、「まち・ひと・しごと創生事業費」1.0兆円の財源として活用 【まち・ひと・しごと創生事業費】 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にするために必要な歳出として地方財政計画に計上

○平成20年度改正(地方法人特別税・譲与税の創設)関係

経済財政諮問会議 平成19年11月8日 増田地方再生担当大臣説明資料(抄)

『地方の元気が日本の力 「地方と都市の共生」プログラム(地方税財政上の対応)』

地方と都市がともに支えあう「共生」の考え方の下、地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な地方交付税の特別枠を確保。その財源は、地方税の偏在是正により生ずる財源を活用。

『平成20年度与党税制改正大綱』(平成19年12月13日)(抄)

第二 平成20年度税制改正の基本的考え方

1 地域間の財政力格差の縮小

地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。

また、喫緊の政治課題である地域間の税源偏在の是正に早急に対応するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める。

なお、この偏在是正策によって生じる財源を活用し、地方再生・地域活性化のための地方交付税特別枠を創設し、市町村に配慮した重点配分を行う。

○平成26年度改正(法人住民税法人税割の交付税原資化)関係

地方財政審議会「地方法人課税のあり方等に関する検討会」報告書(平成25年11月)(抄)

5 税制抜本改革法に基づく地方法人課税のあり方等に関する抜本的な見直しについて

(4) 具体的な対応策

(略) 地方法人特別税・譲与税制度創設に伴い平成20年度地方財政計画に計上された「地方再生対策費」のような、偏在是正により生じる財源を活用した地方財政計画への歳出の計上についても検討すべきである。

『平成26年度与党税制改正大綱』(平成25年12月12日)(抄)

第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

2 税制抜本改革の着実な実施

(2) 地方法人課税の偏在是正

地方税制については、消費税率8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、当該引下げ分に相当する、課税標準を法人税額とする地方法人税(仮称)を創設して、その税収全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。なお、この偏在是正により生じる財源(不交付団体の減収分)を活用して、地方財政計画に歳出を計上する。

消費税率10%段階における偏在是正措置関係

○平成28年度改正（法人住民税法人税割の交付税原資化）関係

『平成28年度与党税制改正大綱』（平成27年12月16日）（抄）

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

3 地方創生の推進・特区に係る税制上の支援措置

(1) 地方法人課税の偏在是正

地方創生を推進するためには、地方公共団体が安定的な財政運営を行うことのできる地方税体系を構築する必要がある。こうした観点も踏まえ、地方法人課税については、消費税率(国・地方)8%段階の措置に引き続き、消費税率10%段階においても、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るための措置を講ずる。また、地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元するとともに、これに代わる偏在是正措置を講ずる。

具体的には、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税の税率を当該引下げ分相当引上げ、その税収全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。更に、地方法人特別税・譲与税に代わる偏在是正措置に伴う市町村の減収補てん、市町村間の税源の偏在性の是正及び市町村の財政運営の安定化を図る観点から、法人事業税の一定割合を市町村に交付する制度を創設する。なお、この偏在是正により生じる財源(不交付団体の減収分)を活用して、地方財政計画に歳出を計上する。

○地方法人課税の新たな偏在是正措置に係る地方団体の意見

全国知事会『地方税財源の確保・充実等に関する提言』（平成30年7月）（抄）

IV 税制抜本改革の推進等

2 平成30年度与党税制改正大綱に基づく地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置

今回の地方法人課税の新たな偏在是正措置により生ずる財源については、都市と地方が支え合う持続可能な社会の構築に向けて、地方財政計画に必要な歳出を計上するなど実効性のある偏在是正措置となるようにすべきである。

偏在是正により生じる財源の活用の考え方

検討の視点

- これまでの偏在是正措置時には、偏在是正により生じた財源を活用し、地方の自主的・主体的な活性化施策などの歳出を地方財政計画に計上。
- 交付団体においては、不交付団体と比較して一般財源が増加していない一方で、地方財政法の特例として発行する赤字地方債である臨時財政対策債の残高が累増。
- 地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置により生じる財源について、地方団体から、「都市と地方が支え合う持続可能な社会の構築に向けて、地方財政計画に必要な歳出を計上するなど実効性のある偏在是正措置となるようにすべき」という要望がある。

考え方

地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置により生じる財源については、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用すべきではないか。

新たな偏在是正措置の期間等

第3回検討会において実施した都道府県ヒアリングにおける意見

(愛知県)

- 地方法人課税を含む地方税には、行政サービスの受益と負担という基本的な原則があることや、地方法人課税が地方自治体にとって企業誘致等の税源涵養のインセンティブになっていること、都市部及び地方部の行財政需要や果たす役割なども踏まえ、今後の地方税及び地方法人課税のあるべき姿を見据えて十分に検討・議論されることが必要。
- 全ての地方自治体が予見可能性を持つことができ、財政運営等に支障が生じないよう、適切な措置が講じられることが必要。

新たな偏在是正措置の期間等

検討の視点

- 地方法人特別税・譲与税制度は、消費税を含む税制の抜本改革において偏在性の小さい地方税体系が構築されるまでの間において、地域間の財政力格差を早急に是正するための偏在是正措置。このため、暫定措置とされていた。
- 一方、新たな偏在是正措置は、あるべき地方税制に向けて、地域間の財政力格差を是正し、偏在性が小さい地方税体系を構築するための措置。
- また、都道府県の行財政運営の観点からは、将来の収入に対する予見可能性をできるだけ確保できることが重要。

考え方

- **新たな偏在是正措置については、将来に向かって安定的な制度とすべきではないか。**

法人事業税の制限税率、法人事業税交付金等

検討の視点

(法人事業税の制限税率)

- 都道府県の課税自主権や、課税主体である都道府県にとって、法人事業税が企業誘致等の税源涵養のインセンティブになっていること、都道府県が立地企業を中心とした産業育成を通じて地域の活性化に取り組んでいること等にも配慮が必要ではないか。

(法人事業税交付金の交付率)

- 法人事業税交付金は、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度として創設されたもの。

考え方

- 法人事業税の制限税率については、現行の超過課税分が確保できるよう措置すべきではないか。
- 法人事業税において新たな偏在是正措置を講じる場合には、法人事業税交付金の交付水準に変動が生じないように、交付率を引き上げる必要があるのではないか。

法人事業税交付金の概要

- 地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度を創設。

(平成29年4月1日～→【改正】平成31年10月1日～)

※ 年度間の税収変動や偏在性の大きい市町村分の法人住民税法人税割の一部を、外形標準課税が導入され、税収の安定化が図られてきた法人事業税の交付金に置き換えることにより、市町村の税源の偏在是正と財政運営の安定化にも寄与。

1. 交付額

都道府県の法人事業税額の100分の5.4（市町村分の法人住民税法人税割の引下げ(2%)相当分)

※ 平成31年度中に各都道府県に納付される法人事業税に基づく各市町村への交付金は、平成32年度に交付すべき交付金と併せて、平成32年度中にまとめて交付。

※ 32年度の交付率は100分の2.4。

※ 超過課税による税収も含めた法人事業税額。

2. 交付基準

従業者数

※ 経過措置として、3年間は以下のとおりとする。

平成32年度 : 法人税割額

平成33年度 : 2/3…法人税割額 1/3…従業者数

平成34年度 : 1/3…法人税割額 2/3…従業者数

3. 交付時期

年3回 : 8月(前年度3月から7月までの間の収入分)

12月(8月から11月までの間の収入分)

3月(12月から2月までの間の収入分)